＜令和８年度＞

職務経験を受験資格とする

千葉県職員採用選考考査受験案内

（心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・獣医師・学芸員(美術系)・生物・職業訓練指導員）



チーバくん

受付期間　令和８年１１月１２日（木）午前9時～１２月１１日（金）午後5時
考 査 日　令和9年1月9日（土）

＜求める人物像＞

各職種に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方

１．考査職種、採用予定人員、受験資格　※年齢はいずれも６１歳以下（令和９年４月１日現在）

職　　種	採用予定人　員	受　験　資　格 資格・免許等（すべての要件に該当する者）
＜心　理＞ 児童相談所等に勤務し、心理面接や心理判定等の業務に従事します。 また、児童相談所のケースワーカー等の業務に従事する場合があります。	１名 程度	①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者(※1) ②心理に関する業務(※2)の職務経験(※3)を７年以上有する者（令和８年１２月末日現在）
＜児童福祉司＞ 児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。	６名 程度	①児童福祉法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者 ②児童福祉法施行規則第５条の３で定める施設における相談援助業務(※4)の職務経験(※3)を７年以上有する者（令和８年１２月末日現在）
＜児童指導員＞ 児童相談所等に勤務し、入所児童の生活指導等の業務に従事します(交替制夜間勤務等の変則的勤務があります。)。 また、児童相談所のケースワーカー等の業務に従事する場合があります。	５名 程度	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第６０条第１項各号のいずれかに該当する者 ②児童福祉法施行規則第５条の３で定める施設における職務経験(※3)を７年以上有する者（令和８年１２月末日現在）
＜保育士＞ 児童相談所等に勤務し、児童と生活を共にしながら保育・生活指導などを中心に保育士の業務に従事します(交替制夜間勤務等の変則的勤務があります。)。	４１名 程度	①保育士の登録を受けている者 ②保育士試験受験資格認定に定める施設における業務の職務経験(※3)を７年以上有する者（令和８年１２月末日現在）
＜獣医師＞ 保健所（健康福祉センター）、食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所等に勤務し、食品・生活衛生、と畜・食鳥検査、動物愛護管理、家畜保健衛生、畜産業の振興、家畜等に関する試験研究等の業務に従事します。	４名 程度	①獣医師の免許を取得している者 ②獣医師としての業務の職務経験(※3)を５年以上有する者（令和８年１２月末日現在）

＜学芸員（美術系）＞ **［美術史・美術館教育・保存修復］** 美術館等において、資料の収集、保管、展示及び調査研究、教育普及その他専門的業務に従事します（美術館以外の知事部局等に勤務する場合があります。）。	１名程度	①大学又は大学院において芸術学、美術史、美術館教育、保存修復又はこれに類する課程を専攻し卒業（修了）した者 ②美術館、ギャラリー等における職務経験(※3)を７年以上有する者（令和８年１２月末日現在） ③博物館法に基づく学芸員資格取得者又は令和９年３月までに取得する見込みの者
＜生物＞ 自然保護課（生物多様性センターを含む）で自然保護・生物多様性保全等の業務に従事したのち、生物多様性センターを総括する業務に従事することを想定しています。	１名程度	①大学又は大学院において生物学（保全生態学、生態学、保護管理学等）を専攻し卒業（修了）した者 ②民間等で生物（分類、生態、生物地理、遺伝等）に係る専門的知見を主に用いる業務、自然保護・生物多様性保全に関する業務又はそれらをテーマとする研究活動の職務経験（※3）を２０年以上有すること（令和８年１２月末日現在）
＜職業訓練指導員＞ テクノスクール（旧高等技術専門校）等に勤務し、各訓練科等の学科及び実技指導の業務に従事します。 ※右記の「受験資格」中、アの免許を取得している者にあっては、主に非破壊検査科の業務に従事していただきます。	右記のア～オ各１名程度	①次のア～オの職業訓練指導員免許のいずれかを取得している者又は令和９年３月までに当該免許を取得する見込みの者 ア　鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、溶接科、塑性加工科、構造物鉄工科、航空機整備科、航空機製造科、建設機械科、建設科又は造船科 イ　造園科 ウ　広告美術科又はデザイン科 エ　建築科 オ　事務科又は情報処理科 ②職業訓練指導員としての職務経験（※3）（※5）又は各訓練科（上記ア～オ）に関する職務経験（※3）（※5）を合計７年以上有すること（令和８年１２月末日現在）

（注）受験の申込みは、上記の職種のほか、考査が同日となる千葉県職員採用選考考査（畜産技術員）のいずれか一つに限ります。また、申込み受理後の職種の変更は認めません。なお、**千葉県職員採用選考考査（児童福祉司・児童自立支援専門員・精神保健福祉相談員・獣医師・看護師（教員）・地質・職業訓練指導員・海技従事者（航海士）・海技従事者（機関士）・海技従事者（通信士）・無線従事者）については、令和９年１月７日（木）に実施予定**となります。

※1 「これに準ずる資格を有する者」とは、児童相談所運営指針第２章第５節１（４）に定める者をいいます。

※2 「心理に関する業務」とは、**児童福祉法第１２条の３第６項に規定する「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導」**をいいます。具体的には、病院や学校、福祉施設、相談機関等における心理検査、心理面接（カウンセリング等）、心理療法、心理教育、その他（心理診断、コンサルテーション、心理学的調査・研究等）に関する対人援助業務を指します。

※3 職務経験は、**週２９時間以上就業した期間**が該当します（インターンシップは職務経験には含められません。）。また、職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験に限ります。なお、最終合格発表後、勤務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。**受験に必要な職種ごとに定める業務の職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。**

※4 「相談援助業務」とは、**児童福祉法第１３条第３項第３号に規定する「児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」**をいいます。

※5 「職業訓練指導員としての職務経験」は免許職種を問いません。「各訓練科（上記ア～オ）に関する職務経験」とは、以下のとおりです。

ア　放射線透過試験、超音波探傷試験、磁気探傷試験、浸透探傷試験等の非破壊検査に関する職務経験（JIS Z 2305に基づく非破壊試験技術者の認証資格を取得後に従事した経験に限る）

イ　樹木・草花の植栽・植栽管理、公園や庭園の設計・施工・工事等の造園に関する職務経験

ウ　看板のデザインや設計・施工・製作等の屋外広告に関する職務経験、又は展示ブースのデザインや施工、POP広告のデザイン等の空間デザインに関する職務経験

エ　木造建築の設計・施工・工事等の建築に関する職務経験

オ　事務、経理又は情報処理の教育・研修における指導に関する職務経験

※6 **次のいずれかに該当する者は、受験できません。**

ア　日本の国籍を有しない者（ただし、児童福祉司、保育士、生物、職業訓練指導員については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。）

イ　地方公務員法第１６条に定める欠格条項※に該当する者

※主な欠格条項

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

エ　申込開始日時点において、千葉県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である者

２．受験手続

①インターネットで「ちば電子申請サービス」にアクセスする。
（https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay）

②「ちば電子申請サービス」の「よくある質問」から利用方法等を確認する。

③「オンライン申請手続き」の「分類で探す」から「職員採用」に進み、「【職務経験を受験資格とする心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・獣医師・学芸員・生物・職業訓練指導員】千葉県職員採用選考考査受験申込（令和９年１月実施分）」を選択する。

④申込みフォームに必要事項を入力の上、送信する。

※インターネットを利用できない場合など、受験申込用紙を希望する方は、令和８年１２月１日（火）までに総務部人事課人事企画班まで御連絡ください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ下記の受験案内ページにて、申込みに必要なデータを確認の上、申し込んでください。
https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/jinji/saiyou/keikenshar90109.html

※受験資格を学歴で証明する場合は、受験資格に該当する分野を専攻した大学等の①卒業（修了）証明書及び②成績証明書を申込時に提出してください。
（学芸員（美術系）及び生物は提出が必須です。）

※学芸員（美術系）については、上記に加えて、③学芸員資格の取得を証するものの写し又は取得見込証明書、④主な研究内容シート（指定様式あり）及び⑤美術系活動業績・研究業績調書（指定様式あり）を提出してください。様式は、ちば電子申請サービス又は上記受験案内ページよりダウンロードできます。

３．受付期間

令和８年１１月１２日（木）午前９時から１２月１１日（金）午後５時まで　※受信有効

※受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕をもって申し込んでください。

４．考査の日時及び会場

（１）実施日時：令和９年１月９日（土）

〇受付　午前８時４０分～８時５０分（予定）

〇終了　午後１時～６時頃（予定）（職種・口述考査の順序により異なります。）

※詳細は、令和８年１２月下旬頃にちば電子申請サービスの「申込詳細」ページにアップロードします。資料をアップロードした旨を申込時に入力いただいたメールアドレス宛てに通知しますので、必ずメールを御確認ください。
なお、令和８年１２月２４日（木）までに通知がない場合は総務部人事課人事企画班まで御連絡ください。

※申込者多数の場合は、令和９年１月９日（土）に１次考査として論文考査、専門考査及び適性検査（２次考査として評価）を実施し、１次考査合格者について、２次考査として口述考査を令和９年２月中旬頃に実施する予定です（獣医師を除く。）。

（２）会場：千葉県企業局本局庁舎（千葉市中央区中央４－１３－２３）（予定）

５．考査の方法

<table>
<tr><th rowspan="2">職　　種</th><th rowspan="2">論文考査</th><th rowspan="2">専門考査</th><th colspan="2">人物考査</th></tr>
<tr><th>口述考査</th><th>適性検査</th></tr>
<tr><td>心理
児童福祉司
児童指導員
保育士
生物
職業訓練指導員</td><td>記述式
（60分）</td><td></td><td rowspan="3">人柄、性向及び職務経験を通じて培った知識・説明能力等についての個別面接による考査（心理、児童福祉司、児童指導員、保育士、生物及び職業訓練指導員は、民間企業等での職務経験に関する５分程度のプレゼンテーションを含む。）</td><td rowspan="3">職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査（質問紙法及び作業検査法）</td></tr>
<tr><td>学芸員（美術系）</td><td></td><td>記述式
（90分）</td></tr>
<tr><td>獣医師</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

＜論文考査の内容＞

〇記述式：職務経験を通じて培った知識・能力及び課題についての判断力、文章作成能力等についての筆記考査

＜専門考査の内容＞

〇記述式：採用職種に関する専門的な知識・技能・能力等についての筆記考査

※保育士は短大卒業程度、それ以外の職種は大学卒業程度の考査です。

※学芸員（美術系）について、専門考査は博物館一般問題１題、専攻専門問題１題です。また、主な研究内容シート及び美術系活動業績・研究業績調書は、口述考査の参考資料とします。

６．考査の配点

<table>
<tr><th>職　　種</th><th>論文考査</th><th>専門考査</th><th>人物考査</th></tr>
<tr><td>心理
児童福祉司
児童指導員
保育士
生物
職業訓練指導員</td><td>１００点</td><td></td><td rowspan="3">４００点</td></tr>
<tr><td>学芸員（美術系）</td><td></td><td>１００点</td></tr>
<tr><td>獣医師</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります（従って、総合得点及び順位が上位であっても、不合格となります。）。

※考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法についても採点を行いません。

７．合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和９年２月上旬（予定）に総務部人事課ホームページでお知らせするとともに、書面により受験者全員に通知します。なお、申込者多数により２次考査（令和９年２月中旬頃実施予定）として口述考査を実施した場合は、令和９年２月下旬頃（予定）となります。※予定の時期から前後することがあります。

８．採　　用

採用は**令和９年４月１日**の予定です。

※採用時は原則として行政職給料表３級相当以上の職（学歴や職務経験等によっては２級相当の職）として採用されます。職務の級は適用される給料表によって異なります。

※昇任は勤務成績や経験等により行われます。行政職給料表が適用される本県職員の基本的な職制のラインは次のとおりです。

主事・技師 → 副主査 → 主査 → 班長・副主幹 → 副課長・主幹 → 課長 → 次長 → 部長
（１級・２級）（３級）（４級）（５級）（６級）（７級）（８級）（９級・１０級）

※合格後、希望業務や希望勤務機関等について伺うための面談（意向確認）を実施します。詳細は合格発表以降にお知らせします。

※令和８年１２月２５日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、こどもに接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

※保育士にあっては、合格後から採用までの間に児童福祉法第１８条の３６第３項の規定により、国の「保育士特定登録取消者管理システム」へ照会を行います。また、照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

※心理、児童福祉司、児童指導員、保育士及び獣医師にあっては、技術系職員向け奨学金返還支援事業の対象となります。詳細は、以下の県ホームページを御確認ください。
https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/press/2025/shougakukinshien.html

９．給　　与

採用前の学歴及び職歴に応じて決定されます。

【参考】給与額（年収及び月収）イメージ（括弧内は地域手当等を含めた給与の月額）

（令和８年４月１日現在）

職　　種	最終学歴	受験資格に該当する職務経験年数		
		１０年	１５年	２０年
心理 （行政職給料表適用）	大学 （４年制）	５７０万円 （３４万円）	６２０万円 （３７万円）	６７０万円 （３９万円）
児童福祉司 （行政職給料表適用）	大学 （４年制）	５７０万円 （３４万円）	６２０万円 （３７万円）	６７０万円 （３９万円）
児童指導員 （福祉職給料表適用）	大学 （４年制）	６２０万円 （３７万円）	６７０万円 （３９万円）	６９０万円 （４１万円）
保育士 （福祉職給料表適用）	短大 （２年制）	５９０万円 （３４万円）	６５０万円 （３８万円）	６８０万円 （４０万円）
獣医師 （医療職給料表(二)適用）	大学 （６年制）	６３０万円 （３８万円）	６６０万円 （３９万円）	６８０万円 （４０万円）
学芸員（美術系） （研究職給料表適用）	大学 （４年制）	６６０万円 （３９万円）	６９０万円 （４０万円）	７２０万円 （４３万円）
生物 （行政職給料表適用）	大学 （４年制）	－	－	７１０万円 （４１万円）
職業訓練指導員 （行政職給料表適用）	大学 （４年制）	５７０万円 （３４万円）	６６０万円 （３８万円）	７３０万円 （４２万円）

※獣医師には、支給要件に応じて、月額３万円の範囲内で１５年以内の期間、初任給調整手当が支給されます。

※上記は、給料（基本給）の他、地域手当、初任給調整手当（獣医師のみ）、期末・勤勉手当（ボーナス）を含みます。この他に、通勤手当、住居手当（最大28,000円）、扶養手当、時間外勤務手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※給与の額は、個々の学歴及び職歴に応じて決定されますので、上記は目安として御参照ください（最終学歴は算定上のもので受験資格ではありません。）。なお、心理、児童福祉司、児童指導員及び保育士（児童指導員及び保育士は交替制夜間勤務に従事する場合）は児童相談所、獣医師は家畜保健衛生所、学芸員（美術系）は美術館、生物は行政部門、職業訓練指導員はテクノスクールに勤務した場合を想定して試算しており、配属先等により給与額に変動があります。

※採用初年度６月期の期末・勤勉手当については、在職期間に応じた割落としがあります。

※給料の月額は、６０歳に達した日後最初の４月１日以後、７割水準となります。

１０．勤務時間・休暇等

（１）勤務時間

・原則として、１週につき３８時間４５分、１日7時間４５分（午前8時３０分～午後５時１５分、土曜日及び日曜日は休み）となります。

・時差出勤制度、フレックスタイム制を利用可能です。ただし、公務運営に支障が生じる場合には、利用が制限されることがあります。

・交替制等勤務の場合は、上記と異なる場合があります。

（２）休暇等

年次休暇（年間２０日）、特別休暇（結婚、忌引、夏季休暇等）、育児休業、看護休暇等

【ワーク・ライフ・バランスに関する主な制度】

県では、職員が仕事と家庭を両立できるよう、職場環境の整備に取り組んでいます。

（柔軟な働き方に関する制度）

時差出勤制度	午前7時３０分、午前8時、午前8時１５分、午前9時及び午前9時３０分からの勤務を選択できます。
フレックスタイム制	原則4週間の単位期間の中で、1週間当たりの平均勤務時間が３８時間４５分となるよう勤務時間を柔軟に割り振ることができます。 ※1週間に1日を限度として、土曜日や日曜日の他に、週休日を追加で設定し、週休3日とすることもできます（他の日に勤務時間を割り振ることになるため、総労働時間は変わりません。）。

（子育てに関する支援制度）

産前産後休暇	産前8週間から産後8週間までの期間、取得できます。
配偶者の育児参加	産前8週間から子が1歳になるまでの期間中、7日取得できます。
子育て休暇	１年度中に7日（子が2人以上の場合は１０日）取得できます。
育児休暇	生後1年6月まで…1日2回、1日を通じて１２０分取得できます。 生後3年まで…1日2回、1日を通じて６０分取得できます。
育児休業	子が3歳になるまでの間、休業できます。
育児短時間勤務	子が小学校に入学するまでの間、勤務時間を短縮できます。
部分休業・ 子育て部分休暇	子が小学校3年生までの間、①1日につき2時間以内又は②1年につき１０日相当の範囲内で取得できます（年度ごとに①又は②を選択）。

（看護に関する支援制度）

短期看護休暇	父母等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、１年度中に5日（対象2人以上の場合は１０日）取得できます。
看護休暇	父母等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その看護のために必要とする期間（通算3年を超えない範囲内）取得できます。

（３）その他

・メンター制度を導入しており、同じ職場の職位が近い先輩職員（メンター）が相談相手となり、新規採用職員（メンティ）は県庁生活に関する助言や支援を受けることができます。

・受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

１１．考査成績の情報提供

（１）窓口での考査成績の閲覧

この選考考査については、下表のとおり、自己の成績を閲覧することができます。

なお、電話や郵便等（（２）の場合を除く。）による情報提供には応じませんので、閲覧するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しください。

閲　覧　内　容	閲 覧 期 間	閲 覧 場 所・時 間
・考査方法別得点 ・得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から１か月間	千葉市中央区市場町１－１（南庁舎５階） 人事委員会事務局任用課 午前９時～午後５時(土日祝除く)

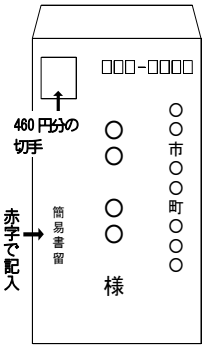
※２次考査を実施する場合、１次考査の合格者については閲覧期間が異なります。２次考査を実施する場合には、閲覧期間を別途通知します。

（２）郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒(長形３号)を用意し、４６０円分(簡易書留相当分を含む。)の切手を貼り付けて（右図参照）考査日に持参してください。提供する内容は（１）と同じです。

〔注〕１　考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（１）による閲覧を行ってください。

２　通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



返信用封筒＝長形３号
(タテ235㎜×ヨコ120㎜)

１２．個人情報の取扱い

本考査の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

１３．求職者等に対するハラスメント防止の取組

千葉県（知事部局）では、求職者等に対するハラスメントの防止に取り組んでいます。詳細は、以下の県ホームページを御確認ください。

https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/jinji/kyusyoku-harasument.html

１４．問い合わせ先

受験手続、その他この考査についての問い合わせは、下記にお願いします。

職　種	問　い　合　わ　せ　先	
	部課名 メールアドレス	直通電話
心理、児童福祉司、児童指導員、保育士、獣医師	健康福祉部健康福祉政策課人事班 kfj@mz.pref.chiba.lg.jp	043(223)2605
学芸員（美術系）、生物	環境生活部環境政策課人事班 kansei02@mz.pref.chiba.lg.jp	043(223)4136
職業訓練指導員	商工労働部経済政策課人事班 keisei-jinji@mz.pref.chiba.lg.jp	043(223)2705
総合的な問い合わせ	総務部人事課人事企画班 jinji003@mz.pref.chiba.lg.jp	043(223)3583

※考査当日における車椅子での来場、補聴器等の使用、手話通訳の利用など、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申込時に申し出てください。

※考査会場に、この考査についての問合せはしないでください。

※災害等で、考査が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部人事課ホームページ　https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/index.html